

障 発 0 3 2 9 第 1 号

平 成 3 1 年 3 月 2 9 日

各

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長

 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長

(公 印 省 略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第25項及び第76条第2項に基づく、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日 厚生労働省告示第528号）の別表の1の（1）のオ、（2）のオ、（3）のオ、（4）のオ及び2の（1）の完成用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めることとしているが、今般、同基準の一部改正に伴い、別添のとおり「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」を定め、平成31年4月1日から適用することとしたので、御了知のうえ、貴管内市町村及び関係機関等への周知徹底を図られたい。

なお、平成30年3月28日付け障発0328第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」は本通知をもって廃止する。